

## 生坂村共同募金配分金事業助成要綱

### （目的）

第1条 この要綱は、生坂村内の団体等が実施する地域福祉活動を支援し、この事業が団体等の連携のもとに継続的かつ自主的に展開できるよう、赤い羽根共同募金の配分金を財源としてその事業実施者に対し助成を行うことを目的とする。

### （助成対象者及び事業）

第2条 助成を受ける事の出来る団体等及び事業は次の各号に掲げるものとする。

（1）村内の福祉事業を目的とした、団体等が行う事業であること。

＊公平性を考慮して、同じ団体への配分は連続3年を限度とする。

### （助成金交付額）

第3条 助成金は1事業に対し、50,000円を上限とする。

### （交付申請）

第4条 共同募金配分金の交付を受けようとする団体等は共同募金配分金事業助成申請書（様式第1号）及び共同募金配分金事業助成金請求書（様式第2号）を会長に提出するものとする。

### （交付決定）

第5条 会長は前条による申請があった時は、審査の上配分金交付の可否を決定し、交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

### （実績報告）

第6条 助成金の交付を受けた団体等は共同募金配分金事業助成報告書（様式第3号）をその事業年度の3月末日までに会長に提出するものとする。

### （補則）

第7条 この要項に定めるものの他必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。